船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年 令第二号)
大蔵省

の支払備金をいう。以下同じ。) 及び当該事業年度の事業費を控除	百五号) 第百十七条第一項の支払備金をいう。以下同じ。) 及び当
(法第四十四条第二項において準用する保険業法第百十七条第一項	(法第四十四条第二項において準用する保険業法 (平成七年法律第
料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金	料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金
ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険	ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険
イ (略)	イ(略)
一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額	一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額
該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。	該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。
第十四条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当	第十四条 組合は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当
(責任準備金の積立て)	(責任準備金の積立て)
一~五 (略)	
号の書類を添付することを要しない。	
若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあっては、第四	ては、第四号の書類を添付することを要しない。
らない。ただし、常務に従事しようとする他の会社又は組合が保険会社	が保険会社若しくは外国保険会社等又は船主相互保険組合の場合にあっ
、当該船主相互保険組合を経由して金融監督庁長官に提出しなければな	なければならない。 ただし、常務に従事しようとする他の会社又は組合
る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し	類を添付し、当該船主相互保険組合を経由して金融監督庁長官に提出し
において準用する保険業法 (平成七年法律第百五号) 第八条の規定によ	の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書
第七条 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項	第七条 船主相互保険組合の常務に従事する理事は、法第三十六条第二項
(常務に従事する理事の兼職の認可の申請)	(常務に従事する理事の兼職の認可の申請)
現	改正案

		二 (略)	該事業年度の事業費を控除した金額
		二 (略)	した金額